

お知らせ

令和5年度 宮崎県医師会諸会費について

令和5年度の諸会費は、宮崎県医師会会費賦課徴収規程および会館維持管理負担金等賦課徴収規程に基づき、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

区 分		A会員 病院、診療所の開設者、管理者など	B会員 勤務医	卒後5年間 含医師法に基づく研修医
県医会費	均等割	月額 7,000 円	月額 3,000 円 ただし宮大医会員は 月額 1,000 円	免 除
	所得割	別表①	—	—
県医会館維持 管理負担金		別表②	—	—
県医会館返済 資金負担金		別表③	—	—
入会時負担金		新規 A 会員 500,000 円 管理継承者 100,000 円 相続継承者 50,000 円	5,000 円	免 除
日 医 会 費		A①会費 ※医賠償保険加入 126,000 円(年額) 第1期 42,000 円(5月徴収) 第2期 42,000 円(8月徴収) 第3期 42,000 円(12月徴収)	B会費 ※医賠償保険非加入 28,000 円(年額) 第1期 9,000 円(5月徴収) 第2期 10,000 円(8月徴収) 第3期 9,000 円(12月徴収)	B会費 ※医賠償保険非加入 免除
			A②(B)会費 ※医賠償保険加入 令和5年4月1日現在 31歳以上 68,000 円(年額) 第1期 22,000 円(5月徴収) 第2期 24,000 円(8月徴収) 第3期 22,000 円(12月徴収)	A②(B)会費 ※医賠償保険加入 令和5年4月1日現在 31歳以上 40,000 円(年額) 第1期 13,000 円(5月徴収) 第2期 14,000 円(8月徴収) 第3期 13,000 円(12月徴収)
			令和5年4月1日現在 30歳以下 39,000 円(年額) 第1期 13,000 円(5月徴収) 第2期 13,000 円(8月徴収) 第3期 13,000 円(12月徴収)	令和5年4月1日現在 30歳以下 15,000 円(年額) 第1期 5,000 円(5月徴収) 第2期 5,000 円(8月徴収) 第3期 5,000 円(12月徴収)
				C会費 ※医賠償保険非加入 免除 A②(C)会費 ※医賠償保険加入 15,000 円(年額) 第1期 5,000 円(5月徴収) 第2期 5,000 円(8月徴収) 第3期 5,000 円(12月徴収)

別表①(県医所得割会費)

区 分	所得割算定基礎額	所得割会費月額
1	1,000万円未満	—
2	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000円
3	2,000万円以上 3,000万円未満	2,000円
4	3,000万円以上 5,000万円未満	3,000円
5	5,000万円以上 10,000万円未満	4,000円
6	10,000万円以上	5,000円

別表②(県医学会維持管理負担金)

区 分	所得割算定基礎額	所得割会費月額
1	1,000万円未満	1,500円
2	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000円
3	2,000万円以上 3,000万円未満	2,500円
4	3,000万円以上	3,000円

別表③(県医学会返済資金負担金)

区 分	所得割算定基礎額	所得割会費月額
1	1,000万円未満	1,500円
2	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000円
3	2,000万円以上 3,000万円未満	2,500円
4	3,000万円以上	3,000円

※会費減免の申請について

(1) 高齢を事由とする場合

- ①県医学会費は、年齢が満80歳以上で県医師会に20年以上在籍している会員が対象です。
- ②日医学会費は、年齢が満83歳以上で日本医師会に20年以上在籍している会員が対象です。
- ③令和4年度以前に会費減免を受けた方は、申請内容（例：会員区分、医賠償保険加入の有無など）に変更がない限り、申請は不要です。

(2) 疾病の事由による場合

- ①疾病による会費減免は、診断書（写しでも可）の添付が必要です。
- ②令和4年度に会費減免を受け、令和5年度も会費減免を継続する場合、あらためて申請が必要です。この場合も診断書（写しでも可）の添付が必要です。

(3) 出産育児の事由による場合

- ①出産育児の事由による会費減免は出産が確認できる書類（写しでも可）の添付が必要です。
- ②対象会員は女性会員です。開業医・勤務医は問いません。育児休業取得・未取得は問いません。
- ③減免期間は、日医学会費は出産日の属する年度の翌年度1年間です。県医学会費は申請を受け付けた翌月から1年間です。